諮問番号:令和2年度諮問第6号

答申番号:令和2年度丹行服答申第5号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

- 2 審査関係人の主張の要旨
- (1) 請求人の主張の要旨

請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。 少ない年金所得に対して保険税が高すぎる。

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

- ア 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第705条第2項及び丹波市国民健康保険税条例(平成17年丹波市条例第48号。以下「条例」という。)第10条に規定する賦課期日(令和2年4月1日。以下「賦課期日」という。)において請求人及びその妻○○は丹波市国民健康保険の被保険者資格を有しているので、条例第1条に規定する国民健康保険税の納税義務者である。
- イ 令和2年度の国民健康保険税賦課額に係る税率等については、令和2年 3月10日に条例の一部改正がなされている(丹波市議会において可決 され、同年4月1日に公布・施行している)。
- ウ 請求人の令和2年度国民健康保険税額は、上記条例に基づいて算出された額であり、本件処分の取消を求める本件審査請求は、棄却されることが相当である。
- 3 審理員意見書の要旨
- (1) 本件処分は、法及び条例の規定に基づいたものと認められる。
- (2)請求人は、保険税が高すぎる旨を主張するが、本件処分は法及び条例に基づき適正に行われたものある以上、請求人の当該主張によって本件処分を違法又は不当とは認められない。
- 4 審査会の判断の理由
- (1) 審理員の事実認定について 適正に行われている。
- (2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について 妥当である。
- (3)審査会の判断について 本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税の税額に対し不服を申

し立てるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税の計算方法・結果の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。